

五 泉 市 規 則 第 21 号

五 泉 市 ご せ ん 桜 ア ロ マ 工 房 条 例 施 行 規 則

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この規則は、五泉市ごせん桜アロマ工房条例（平成29年五泉市条例第22号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、五泉市ごせん桜アロマ工房（以下「工房」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（ 開 館 時 間 ）

第 2 条 工房の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（ 休 館 日 ）

第 3 条 工房の休館日は、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）及び12

月 29 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 まで と す る 。 た だ し 、
管 理 者 は 、 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 市 長 の 承
認 を 得 て 休 館 日 を 変 更 す る こ と が で き る 。

（ 補 則 ）

第 4 条 この 規 則 に 定 め る も の の ほ か 、 必 要 な 事 項
は 、 別 に 定 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。